

令和 7 年 1 月 2 3 日

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和 7 年

2 月 定例 議会 要望 書

福島県議会県民連合議員会

会長 瓜生 信一郎

東日本大震災と原発事故から、間もなく14年を迎えますが、福島
復興・再生は道半ばです。廃炉と処理水対策、風評と風化への対応など、
様々な課題の解決に引き続き努めるとともに、次年度で終期を迎える第
2期復興・創生期間以降も切れ目なく取り組むため、復興財源を確実に
確保し、また、復興の方向性が早期明示されるよう求めることを願いま
す。

これまで、福島は度重なる自然災害を経験してきましたが、その頻発
化・激甚化の傾向は続いており、防災力の向上や、県土強靱化による県
民の安全な生活環境の確保に引き続き取り組むことを求めます。また、
この度の会津地方での大雪被害には必要な対応を講じるとともに、更な
る大雪に備え、予算の確保など必要な対策に努めるよう求めます。

原油価格・物価高騰に対しては、その長期化が県民生活に大きな影響
を与えており、また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営
環境も厳しさが増していることから、県民生活や県内企業などへの継続
的な支援を求めます。

急激に進む本県の人口減少については、現状を踏まえた人口目標の設
定による、出生数の増加と、若者、特に女性の県内定着や移住・定住の
促進などの対策を求めます。

本県には、重要な課題が山積していますが、2月定例会に臨むに当た
って、特に重要な案件について要望します。引き続き、県民の負託に応
えるべく、課題の克服とその具現化へ向け積極的に取り組まれるようお
願いいたします。

【 要 望 事 項 】

東日本大震災と原子力災害からの復興・再生

1 来年度の復興関連予算の確保について

震災復興特別交付税措置など各種の復興財源を次年度以降も確保し、復興の更なる推進を復興庁及び国に強く求めること。復興が成し遂げられるまで、同交付税をはじめ普通交付税の人口特例の継続、各種交付金・補助金等の予算を中長期的に確保されるよう国に要請すること。

2 第2期復興・創生期間以降について

次年度で終期を迎える第2期以降について、石破首相は第2期を上回る復興財源を確保すると明言した。大変喜ばしいことであるが、報道等で示されている約1.1兆円程度の復興財源をはじめ、来夏までに示すとされている復興の方向性についての早期明示を求めること。原子力災害被災地においては、復興の進捗に差異が生じており、特に産業面では顕著になっていることから、各自治体の実態に応じた支援を継続するよう国に強く求めること。

3 風評を払拭し、風化を少しでも食い止めることについて

震災と原発事故の発災から間もなく14年を迎えるが、特に風化の進展が懸念されている。国内では、去年の能登半島地震等、全国各地で毎年のように災害が発生しており、震災と原子力災害は風化に拍車がかかっている。このような状況から、本県の置かれている現状を粘り強く伝えていくことが求められる。官民を挙げたPRをあらゆる場面を通じて展開し、理解醸成に努めること。

風評については依然として、一定程度、根強く残っている。引き続き、正確な情報を粘り強く的確、迅速に、国内外に発信して輸入規制撤廃等の前進につなげること。

4 人員不足への支援継続について

複合災害の特殊性によって、長期にわたる人員確保が不可欠であることから、保育士や保健師等の技術職や復興庁スキームによる職員派

遣を継続するなど、中長期的な支援を国に強く求めること。

あらゆる民間事業においても、生産年齢人口層の帰還の鈍化により人手不足が顕著となっていることから、官民を挙げて抜本的な対策に乗り出すこと。

5 特定帰還居住区域外について

帰還困難区域すべての避難指示解除に向けた取り組みを加速させ、復興・再生に最後まで責任をもって対応するよう要請すること。住民の土地建物はもちろん、事業者用地、山林など、特定帰還居住区域制度の対象外となっている区域については、地元の意向を十分に踏まえた方針を速やかに示すこと。

6 安全で適切な中間貯蔵施設事業・特定廃棄物埋立処分事業の実施について

搬入完了が完遂するまで、安全な輸送と埋立土壌等の安全・適切な取り組みを支援、監視すること。法律で定められた2045年までの期間をにらみ、最終処分の議論を急ぐよう国に求めること。

7 ALPS処理水の海洋放出等の風評対策について

国際社会から広く理解と支持を得られている国際安全基準を基に、迅速、丁寧かつ透明性をもって説明し、新たな風評を生まないよう、引き続き国など関係機関とともに努めること。

8 移住・定住等の更なる推進について

被災市町村に設けられている優位な支援策のPRを継続し、家族世帯が移住しやすい受け入れ態勢の充実を図ること。経済産業省と本県が策定した「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、関係機関・団体と連携しながら交流人口・関係人口の増加の更なる充実を図ること。教育旅行については、本県の魅力をPRし、受け入れ強化を図ること。

9 県立大野病院後継病院の1日も早い再開について

5年後開院予定の同病院の1日も早い再開に向け、引き続き努めること。県立医大附属病院の方針が固まったことを強みに、医大が持つ

病院経営の知見などを基にしながら、地域や医療スタッフ等の意見や要望に耳を傾け、医療スタッフ用の寄宿舍等の整備など、弾力的に進めていくこと。

1 0 生活環境整備の整備・促進について

ハード・ソフト両面の生活環境整備を充実させ、復興・再生に資すること。崩れてしまった地域コミュニティの形成、再生にも力を入れること。医療・介護・福祉・子育て・教育環境の充実、住まいの確保、産業・生業の再生、営農再開、公共交通網の確保、防犯・防火対策の強化など、各自治体の支援を一層強化すること。

生活に必要な不可欠な食料品店や日用品の購入場所が限られていることから、住民の利便性向上や生活環境の充実策について、支援していくこと。

1 1 水産業再生支援について

気候変動等によって変化している新たな魚種のブランド化戦略や販路開拓等を充実させること。また、近年不漁が続くサケの漁獲高回復に向けた各種対策を講じること。

更には、ALPS処理水の海洋放出等の風評対策を注視しながら継続して対応すること。

1 2 Jヴィレッジを中心とした全国大会規模の大会誘致について

固定開催されるインターハイ男子サッカーを契機に、同様の全国規模の大会誘致、固定開催に向けて関係機関と共に協議を進めること。また、健康利用と合わせた研修プログラムの促進等を一層図るため、国内企業にPRしていくこと。

1 3 福島イノベーション・コースト構想の推進について

同構想をさらに伸展させ、雇用創出等によって県内経済が活性化するように全力を挙げる。構想の推進や体制強化に必要な予算の確保を図ること。働く場の創出や住まいづくりを支援し、移住・定住、交流人口の拡大につなげる。

1 4 福島国際研究教育機構（F－R E I）の整備

創造的復興の中核拠点としての機能を発揮し、期待される研究開発の推進、企業誘致と産業連携による成長産業の集積、新産業の創出、人口増などを着実に進めるため、必要な事業展開を国に求めること。更には、生活環境も考慮した研究タウンまちづくりの形成や仕組みづくりを推進し、その中長期的な取り組みに必要な財源を確保すること。

1 5 常磐道の早期 4 車線化と J R 常磐線の機能強化と高速化

高速道路網の 4 車線化と鉄道の機能強化、利便性向上、乗客増加策を関係機関・団体に求めること。国策である浜通り地方を中心とした産業集積（福島イノベーション・コースト構想）をにらみながら、社会インフラの整備を図ること。

常磐線については、沿線住民の帰還状況などから、赤字路線になることは再開当初から想定されていた。常磐線は J R 東北線等を補完する路線でもあり、性急な合理化によるダイヤ縮小など、過疎化の進展や地方切り捨てと受け取られるような施策に歯止めをかけるよう強く申し入れること。

1 6 南海トラフ地震を踏まえた補完・代替施設誘致等について

今後 30 年以内に発生する確率が高いとされる南海トラフ地震が発生した場合、西日本が壊滅的被害に見舞われることが想定される。これらを踏まえ、社会インフラ等の補完・代替施設の必要性を国に訴え、更には当施設の建設を国に求めること。併せて、その施設の本県誘致活動に取り組むこと。

1 7 仮称・あぶくま横断道路の早期着手について

郡山市と双葉町を発着とする国道 288 号の高規格道の位置づけとなる「仮称・あぶくま横断道」の早期着手に取り掛かること。横断道は、浜通りと中通り中部を結ぶ横軸の連携道となることはもちろん、万一の災害等の避難道、福島イノベーション・コースト構想を進展させる復興道の位置づけとなることから、提出している署名を重んじた対応を図ること。

地方創生等に係る重要課題

1 原油価格・物価高騰等対策

- (1) 燃油をはじめ生活必需品の価格高騰から県民の生活といのちを守り、安定的な福祉・医療サービスを維持するため、きめ細かな対策に引き続き取り組むこと。
- (2) 商店街等における消費拡大の取組や、コスト増や資金繰りに苦しむ中小企業等に対するきめ細かな支援を継続・強化すること。
- (3) 資材や飼料、肥料等価格高騰の影響を受けている農業者等への支援を継続すること。
- (4) 公共事業等における電気・ガス・資材等の価格高騰の影響について、実勢価格の適切な反映等に努め、必要な予算措置を講じること。

2 人口減少対策の推進について

- (1) 結婚を望む人が結婚できるよう、男女の出会いの場の創出、結婚できる環境の整備、若者が安定的な収入を得るための就業機会の確保など、効果的な対策を講じること。
- (2) 若年層の人口流出に歯止めをかけるため、県内での働く場を確保し、雇用を維持・確保するとともに、魅力的な仕事づくりなどの取組みをより一層強化すること。子育て世代の女性が県内定着できるような施策を推進し、必要な対策を講じること。
- (3) 移住や交流人口、関係人口の増加を図りながら新たな活力を呼び込むための取組みを積極的に推進し、若者や移住希望者の視点に立った情報発信を行うこと。また、移住者に寄り添った支援策を講じること。

3 安心して暮らせるまちづくりと県民への行政サービス充実について

- (1) 度重なる自然災害を教訓とし、防災や減災、災害対応力の強化により、県民の命と暮らしを守るまちづくりを推進すること。
- (2) すべての世代が安心・安全に暮らせる福島を目指し、暮らしを支える行政サービスを充実させるため、必要な人員確保と体制充実に努めること。
- (3) 地震による火災発生時、速やかな消火活動を実施できるよう、消防水利施設の耐震化・耐久化等の推進をすること。

4 カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの推進について

- (1) 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの活用によるカーボンニュートラルの推進のため、県民の意識向上に努めること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域住民の安全や環境、景観、地域の特性に配慮するとともに、地域住民の理解を図りながら、持続可能なエネルギー生成に取り組むこと。

5 文化芸術の振興、伝統文化の保存・継承について

- (1) 本県の特性を活かした文化によるまちづくり推進のため、文化芸術活動の担い手や、幅広い県民の意見を取り入れた文化施策を展開すること。
- (2) 県内各地の伝統文化は、次世代に受け継がれるべき県民共通の財産であり、その保存・継承に積極的に取り組むこと。

6 「東京 2025 デフリンピック」開催を通じた共生社会の実現について

「東京 2025 デフリンピックサッカー競技」がＪヴィレッジで開催されるに当たり、共生社会の実現に向け、体験イベントの開催や子どもたちの試合観戦などを通じて機運醸成に取り組むこと。

7 行政のデジタル変革（DX）の推進について

行政のデジタル変革（DX）推進基本方針に基づき、行政のデジタル変革の推進を市町村と連携して進めること。

8 女性活躍社会の実現について

- (1) 女性が活躍できる労働環境を整備するため、性別による役割分担意識の解消や多様で柔軟な働き方の実現するよう、積極的な施策を展開し、女性が真に輝ける社会づくりを推進すること。
- (2) 男女間の賃金格差の解消や仕事と育児の両立支援、ジェンダー平等など、男女共同参画社会の実現に向けて環境整備を図ること。

9 公共交通の確保等対策の充実・強化について

- (1) 通院・通学・買い物等日常生活の「足」の確保が求められる中、利用者の減少や人手不足等の課題が深刻化しており、公共交通の確保・維持のため、対策を強化すること。

- (2) 常磐線や只見線等赤字路線の利活用推進と利便性向上、支援の強化に努め、沿線市町村と一体となった取り組みを強化すること。
- (3) 広域路線バスを含む乗り合いバスの路線維持・確保のため、利便性の向上に取り組むとともに、補助制度の堅持を国に求めること。
- (4) 市町村生活交通対策事業交付金における、補助対象の要件緩和や補助率の拡充をすること。
- (5) 運転免許証自主返納者をはじめ、高齢者、障がい者、中山間地域の生活者の日常生活の足を確保するため、タクシー利活用促進を含めた支援を強化すること。

1 0 登山道の整備と、登山観光の振興について

本県の豊かな山岳資源を保全活動の促進や観光資源としての活用につなぐため、山岳観光の振興と登山道整備に積極的に取り組むこと。

1 1 ツキノワグマ対策の強化について

ツキノワグマの生息環境管理やモニタリングの強化、狩猟者の育成や猟友会への支援、狩猟技術の向上に取り組むこと。

1 2 ごみの減量等について

本県では、一般廃棄物の排出量が高止まり状況にあるため、県内各地域における現状把握と要因分析を進め、削減対策を強化すること。

1 3 介護・福祉の充実について

- (1) 急性期病院の在院日数の短縮と回復期病床の不足による介護福祉施設のニーズ拡大に対応するため、公的介護福祉施設の充実と介護職員の処遇改善等による人材確保に努めること。
- (2) 障がい者福祉の充実のため、支援施設を充実するとともに、利用しやすい環境を整備すること。また、必要な人材を確保すること。

1 4 地域医療の充実について

- (1) 医師確保の取り組みを強力に推進するとともに、県立医大はじめ医療機関と連携し県内の医療体制の維持・充実強化に努めること。また、看護師人材を含む医療人材の県内定着を図るため、働く環境や処遇の改善、人材教育の充実を図ること。

- (2) 医療過疎地での医療確保の対策を強化するとともに、救急医療の充実強化等により、これらの地域における脳疾患・心疾患患者の救命率向上に努めること。また、ドクターカーの導入や維持に向けた取組の支援に努めること。
- (3) 産科・小児科をはじめとする医師・医療人材を確保することにより、県内の周産期・小児医療体制を充実すること。
- (4) 国や市町村と連携して県内いずれの地域でもすべての世代の医療費負担が平等になる仕組みづくりに取り組むこと。

1 5 感染症対策について

季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の流行に必要な対策を講じること。また、新興感染症対策のため、医療上の危機管理体制の整備に取り組むこと。

1 6 健康づくりの推進について

県民の心身の健康づくりを推進するため、疾病予防や、生活習慣病改善対策、健康診断の充実に加え、総合的かつ体系的視点から県民の健康寿命延伸に努めること。また、特定健診の受診率向上に向け取り組みを強化すること。

1 7 外国人労働者の受け入れ支援について

今後増加が見込まれる、外国人材の円滑な受け入れに向け、事業者の支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の設置やトラブル回避のための地域との共生策など、対策を強化すること。

1 8 インバウンド対策について

インバウンド対策として、本県ならではの高付加価値のサービス提供など、個人客の誘客に取り組むこと。

1 9 産業の活性化の支援について

製造業の国内回帰や企業の生産拠点の地方移転等の動きに対応するため、市町村の工業団地開発への支援を強化するとともに、県が開発した工業団地の未分譲地販売も、企業の投機動機や時期に合致するよう、取り組みを強化すること。

2 0 伝統的工芸品、県産特産物のPR強化と販路拡大について

- (1) 本県の伝統的工芸品や県産特産物の魅力発信を強化し、ワンパッケージやコラボレーションによるPR、EC化の推進などにより販路拡大に取り組むこと。
- (2) 会津漆器や会津本郷焼、大堀相馬焼などの販路開拓について支援を充実・強化すること。

2 1 福島空港の利活用促進について

- (1) 観光やビジネス利用の促進など、旅行業界と連携して、利用者数の回復と、定期路線の維持・拡大に努めること。
- (2) チャーター便の利活用促進や誘致拡大に向けた取り組みに引き続き努めること。

2 2 新規就農者への支援について

- (1) 新規就農者の県内定着を促進するため、県農業経営・就農支援センターによる切れ目のない支援に努め、体制を充実させること。
- (2) 新規就農者がいち早く就農できるよう国と連携して新規就農者支援金の審査・支給を迅速化すること。また、県土保全の観点から、兼業農家にも手厚い支援策を講じること。

2 3 スマート農業の推進について

農業者が、効率的に大きな面積を担うため、ICTやAI、ロボット等の農業技術について、産地の気象・環境や、担い手のニーズに応じた、技術の研究・開発や普及に、引き続き努めること。

2 4 生産技術の開発や試験研究の推進について

肥料・飼料等の高騰などを踏まえ、農業従事者の労力・コストの削減につながる研究・開発に努め、支援すること。

2 5 中長期的視点に立った米生産に取り組むについて

全国的な米不足により、主食用米の生産意欲が高い水準で続くと予想される一方、人口減少や食の多様化を背景に需要は減少傾向が続くと見込まれることから、過剰在庫や米価下落を招かないよう、中長期的な視点で計画的な米生産を実現すること。

2 6 農作物奨励品種の選定等について

現行の奨励品種について、市場ニーズに即し、先進都道府県を考慮しながら、潮流に即した品種を奨励するとともに、試験場品目を見直すこと。また、北海道などを参考に、民間委託によりデータを採取・活用する仕組みを構築すること。

2 7 鳥インフルエンザ等感染症対策について

野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響および家禽等への感染拡大を生じさせないように、鳥インフルエンザ等の感染状況の迅速な把握と監視活動および発生時の迅速な対応を講じること。

2 8 福島県に勤務する獣医師職員の処遇改善と人材確保・維持について

野生動物保護や家畜衛生管理指導など幅広い分野の業務で高い専門性を有し、重要な役割を担う獣医師の採用人数が低いままである中、獣医師職員の処遇を改善することで、優れた人材の確保と維持に努めること。

2 9 災害に強い県土づくりについて

- (1) 自然災害の脅威から県民の安全を確保するため、集水域から氾濫域に渡る流域全体で水害を軽減させるための流域治水プロジェクトの着実な推進につとめること。
- (2) 阿武隈川の河川改修、遊水地整備等について、国や流域自治体と連携しながら、広域自治体としての総合調整に努めること。
- (3) 県管理支川の治水対策を推進すること。

3 0 阿武隈川上流遊水地群整備について

- (1) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づく阿武隈川上流遊水地群整備において、移転を強いられる住民の生活や生業の再建のため、集団移転の推進や補償の在り方の再検討など、現状に即して柔軟に対応するよう、立地町村と連携し、国に求めること。
- (2) 遊水地整備について、流域自治体の理解の醸成と支援が得られるよう総合調整に努めるとともに、遊水地内の利活用について、国の積極的な対応を求めること。

3 1 道路網の整備と安全の確保について

- (1) 県内各地域間や県外との連携・交流強化のため、広域的な道路網等の整備を推進し、交通量増加に伴う危険を解消するため、道路の拡幅やバイパスの整備を進めること。
- (2) 歩道整備を継続して推進し、児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路における歩道の未整備区間の解消を図ること。
- (3) 国の防災基本計画に盛り込まれた道路啓開計画策定へ、最新の道路状況や災害予測など多岐にわたる想定を盛り込むこと。
- (4) 仮称・あぶくま横断道路の早期実現に向けた調査検討の促進と体制整備を図ること。
- (5) 県道広野・小高線において未整備の福島第一原発周辺のルートを早期に確立すること。

3 2 地すべり箇所及早急な対策工事について

地すべり防止施設における経年劣化等によって機能が低下した箇所について、十分な予算を確保し、早急に対策工事を進めること。

3 3 請戸漁港の機能充実について

請戸漁港における中継港としての機能を充実させるため、係留施設の増設を行うこと。

3 4 冬期間の路面凍結及び除雪・排雪への対応について

- (1) 凍結・積雪への対応や異常気象による豪雪への対応を強化し、適時・適切な道路の凍結対策や除雪・排雪に努めること。
- (2) 会津地方の大雪被害について、除雪や被害者支援、予算の確保等、必要な対策を速やかに講じること。

3 5 建設業の担い手の確保について

高齢化に加え、新規入職者が少ない等、建設業の担い手不足が進んでいることから、建設業振興プランに基づき適切な対応を講じること。

3 6 教職員の綱紀粛正および服務規律の徹底について

教職員による不祥事が多発しており、県民の信頼を著しく失墜させるものであることから、信頼回復に向け、改めて、服務規律を徹底し、勤務時間の内外を問わず、綱紀粛正を徹底すること。

3 7 子どもの学力向上について

子どもの自主的な学習習慣の構築と学力の向上を推進し、切磋琢磨しあえる環境の確保や、各分野・全世界で活躍できる福島の子どもの育成に努めること。また、学校ごとに特色ある授業を推進すること。

3 8 子どもの運動、部活動の支援について

- (1) 本格的なスポーツ競技の維持・存続のため、地域移行を推進し、受け皿の確保に向けた支援に努めること。
- (2) 教員の負担軽減と高い指導力確保のため、「部活動指導員」の的確な配置と指導員の人材育成・指導力向上のための支援に努めること。

3 9 いじめ・不登校対策の強化について

不登校の認知件数が増加傾向にあることから、いじめとともに、その把握と対策の強化に努めること。

4 0 スクールカウンセラーの全校配置について

県内の小中学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの早急な全校に配置に努めること。

4 1 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ教育について

障がいのある子どももない子どもも共に学ぶという「インクルーシブ教育」の導入に努めること。

4 2 高齢者を狙った犯罪への対策強化について

高齢者世帯を狙った強盗や催眠商法による詐欺など、注意喚起のための啓発や犯罪の予兆に対する対応の周知など対策を強化すること。

4 3 SNS利用に係る犯罪等への対策強化について

- (1) SNSやインターネット掲示板等における高額報酬をうたう仕事の募集を通じて、青少年が犯罪集団に荷担し、犯罪行為の実行犯となることを防止するため、広報や啓発等の対策を強化すること。
- (2) 幅広い世代において、国際ロマンス詐欺や投資詐欺などの被害の拡大が危惧されるところ、その対策を強化するとともに、利用者の意識の啓発等を強化すること。

4 4 組織犯罪の対策強化について

匿名・流動型犯罪グループ等による組織犯罪の撲滅のための対策を強化すること。

4 5 交通事故対策について

- (1) 高齢者や幼児・児童等交通弱者の交通事故の抑制策を講じること。
また、高齢ドライバーに対する交通安全啓発を更に推進すること。
- (2) 自転車運転者に対する交通安全の啓発と、ヘルメット着用の周知徹底を図ること。